

共同募金運動にみる寄付行為の意味づけ

－戦後の民間社会福祉事業の財源確保と共同募金理念－

長野大学 野口 友紀子 (4418)

キーワード：市民参加・社会福祉事業の社会化・国民たすけあい

1. 研究目的

この研究は共同募金運動にみる寄付行為の意味づけに関するものである。共同募金については、「国民たすけあい」理念をめぐる検討を行った石井洗二の研究がある。石井の議論では、共同募金の運動理念に着目し共同社会の構成員としての相互扶助を義務として受け止めていたこと、そして「国民たすけあい」が戦前・戦中の隣保相扶と社会連帯に根ざしていたことを明らかにしている。この研究が明らかにした理念の淵源は共同募金活動の根本的な課題を明確にした点で大きな意義がある。

ところで、理念は実際の活動の基盤となっていたのか。戦後の共同募金運動の開始時期には「国民たすけあい」で表された理念が受け入れられ円滑に運動が実施されたのか。共同募金は戦前から存在していたが、戦後の改革のなかで民間社会福祉事業の財源が課題となり財源確保のための一つの方策として共同募金運動が実施されるようになった。財源確保と寄付行為、つまり現実的で絶対的な課題と自主的な意志が尊重される行為とは、当時の運動に関わっていた関係者たちにどのように受け止められていたのか。理念とは異なるレベルにおいて、関係者たちの共同募金にみる寄付行為に対する考え方を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

本報告では、共同募金をめぐる戦後の議論を検討し、当時の社会福祉事業関係者たちの共同募金に対する意見を明らかにする。このことによって、先行研究すでに明らかにされている「国民たすけあい」の理念が、実際に活動に関わる人びとからどのように捉えられていたのかが分かる。当時の社会福祉事業関係者たちの議論については、『社会事業』を使用する。時期は戦後から共同募金が20周年を迎える概ね60年代半ばまでとする。

3. 倫理的配慮

研究倫理指針に従い、引用においては原典にあたり孫引きをしていない。

4. 研究結果

募金を集める側の中央共同募金会関係者たちは、「共同募金運動は民間運動である。その社会に於て必要とする社会施設の維持発展の為めにその社会の構成員が共同して寄附をするものであって、本来民間の自発的活動でなければならぬのである」という青木秀夫の言及にみられるように、共同募金運動の自発性を重視していた(青木 1948:2)。

しかしその自発性に対して、受配する民間社会事業経営側は人びとの寄付行為に対して「従来の任意な施与、慈惠的な觀念と責任から一歩も進歩せず、「個人の罪」から「社会

の連帯責任」への発展もなく、自身の困窮は救援を願うが、他の救済には手をかさないという利己的な独りよがりの殻にとじこもる状態にあるというのが実情である」と述べた(潮谷 1956:20-21)。自発的な募金が行われないのはなぜか。熊本の慈愛園長の潮谷総一郎によると「共同募金の理念では、社会福祉の社会化、国民全員参加であるが、実際には国民の全員参加の認識と理解は実現していない」(潮谷 1960:17)。二葉保育園主事の村岡末広も「共募活動は、単に社会福祉事業の経費の一端を助けるだけでなく、社会連帯責任の近代的思想の啓蒙運動という役割も果たすべき」だという(村岡 1960:20)。このように社会福祉の社会化や近代的思想が浸透していないことが寄附行為に至らなかったと考えていた。

一方、共同募金運動は「民間社会事業の支柱が、一部富豪の手から、国民大衆の上にきり換えたという意味において、画期的な重要性をもつものと言わねばならない」と述べられた(佐藤 1949:17)。また「共同募金は社会福祉事業の資金造成の運動一という認識にとどまらずに、共同募金は社会福祉事業の社会化の運動一として発展するのが、これから の使命」と受け取られていた(小野 1956:39)。人びとが募金をすることで社会福祉事業に参加し、そのことが社会福祉事業の社会化につながるものという理解がなされていた。

しかし現実には寄付行為は活発ではなく募金額は少なかったことから、社会化が不十分であるという批判があった。さらには、共同募金のお金の集め方や配分への批判とそれに対する中央共同募金会関係者からの応酬があり、立場による意見の違いが明らかになった。

5. 考察

共同募金の運動理念を明らかにした石井は、共同社会の相互扶助に期待する共同募金運動がその運動理念に義務という言葉を使っていることを指摘した(石井 2008:9)。社会構成員として当然果たすべき義務とは、社会事業施設への拠出を意味する。しかし、この運動理念としての義務という言葉は共同募金会や受配側の関係者の議論の中ではみられず、関係者たちの間では参加という言葉に置き換えられていた。参加には寄付行為だけでなく募金計画への参加も含めた広い意味で使われており、社会福祉事業の社会化を重視していた。財源確保のために国民に拠出を強制する義務という運動理念は、募金を集める側、配分される側の関係者たちの議論には見られず、理念と関係者の考えには齟齬があった。

文献

- 青木秀夫(1948) 「共同募金運動の展望」『社会事業』 31(10), 2-3
- 石井洗二(2008) 「共同募金運動における『国民たすけあい』理念—その歴史的考察—」日本社会福祉学会『社会福祉学』 49(3), 5-16
- 潮谷総一郎(1956) 「民間社会事業の団体組織の再建整備」『社会事業』 39(11), 16-25
- 潮谷総一郎(1960) 「社協が鍵をにぎる」『社会事業』 43(10), 15-8
- 小野 順(1956) 「実際問題からみた共同募金」『社会事業』 39(10), 34-9
- 佐藤信一(1949) 「社会事業家と共同募金運動の関係」『社会事業』 32(9), 15-23
- 村岡末広(1960) 「曲り角に根本的な堀下げを」『社会事業』 43(10), 18-21